



福井 節子 議員

新ごみ処理施設建設は急がず、住民理解と納得のもとで

伊賀市との間で、令和11年度を持ち込み期限とする契約書があるのか

答 毎年度、事前に協議し承認を得て、協定を締結します

の計画を全うする努力が求められています。軽々に延長を申し入れるべきではなく、また、簡単に受け入れていただくものでもないと思っております。

問 説明会では「搬入路」も示さず、温浴施設など付帯施設も基本計画で検討する旨の答弁であったがどうか。

答 環境部長

今後、施設整備基本計画の策定を通じて、市民の皆さんにお示しをし、ご意見を伺います。なお、市といたしましては、地域の振興を図っていかねばならないと考えています。

その他の質問

高齢者が安心して免許返納出来る公共交通システムを

市は、新ごみ処理施設建設候補地を『泰山寺』に決定したと公表した。その後、7隣接区・自治会や要請のある区に出向き、経過やスケジュール等説明を行なっている。

答 環境部長

毎年度、事前に協議し、承認を得たうえで協定を締結して、受け入れていただいています。期間は連続3年間に限るとされていますが、本市の事情から新施設稼働までの暫定措置として、令和11年度まで容認いただいているものです。

答 環境部長

賀市には、令和3年に265の自治体から粗大ゴミ・不燃物・可燃物などが搬入され、可燃物も岐阜県のある市は平成19年から15年間も搬入されている。協議して承認を得られる説明が出来れば、延長は可能ではないか。

本市の事情を汲み取り、令和11年度まで特別に容認いただいています。高島市の持ち込み量は、2番目に多い量です。予め計画を提出し認めていただいていますことから、道義的に信義を重んじて、こ

問 市は、令和11年度までのスケジュールをもとに、その整備建設期間が確定年度であるかのように説明している。市と伊賀市との間で、令和11年度を持ち込み期限とする「契約書」の締結があるのか。

問 議会にも、住民説明会でも一貫して「令和11年を期限とする」と言われるが、契約書はなく一年毎に協議書を伊賀市長に提出し承認される。伊

賀市長に提出し承認される。伊賀市長に提出し承認される。伊賀市長に提出し承認される。